

習志野市私立幼稚園特別支援教育補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、私立幼稚園において、それぞれが理想とする教育・保育理念に基づき特色ある幼児教育を実施していることに鑑み、個別に配慮を要する子どもに職員の加配に要する費用について、その一部の補助を行うことにより、特色ある教育を受ける機会の拡充を図り、もって幼児教育の振興及び児童の発達を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の幼稚園で、同法第2条第1項又は同法附則第6条の規定に基づいて設置されている私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）をいう。
- （2） 個別に配慮を要する子ども 当該児童の発達の過程に鑑み、当該私立幼稚園において幼児教育を実施するために、きめ細かな指導の充実が必要と認められる者をいう。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象となる経費は、言語、情緒、知的その他の発達の状況に基づき、市長により加配が必要と認められる児童の教育のために加配される職員（幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）に定める配置基準を超えて配置される者に限り、各学年当たり1名を上限とする。）の設置に要する経費の相当額とする。

2 補助基準額は、前項の規定による対象職員1人当たり年額1,450,000円とする。

（審議希望報告）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、習志野市私立幼稚園特別支援教育補助金審議希望報告書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（必要性の審査）

第5条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、各施設の訪問等により個別に配慮を要する子どもに対する教育の状況等を確認し、職員の加配の必要性について審査を行うものとする。

2 前項の規定による審査の結果については、こども部長の決裁により決定し、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 前条の規定による審査の結果、加配の必要性が認められた申請者は、習志野市私立幼稚園特別支援教育補助金交付申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 習志野市私立幼稚園特別支援教育補助金補助額一覧表（別記第3号様式）
- (2) 職員名簿（各学年に対応する職員配置状況が分かるもの）

(交付の特例)

第7条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業等が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、習志野市私立幼稚園特別支援教育補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 習志野市私立幼稚園特別支援教育補助金補助額一覧表
- (2) 職員名簿（各学年に対応する職員配置状況が分かるもの）
- (3) 給与の支払状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、第6条に定める交付の申請（この項の適用を受けようとする旨を記載したものに限る。）及び前項各号に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。